

給与等支給額、当期償却費総額及び比較教育訓練費の額の計算に関する明細書

事業 年度	・ ・	法人名	
----------	--------	-----	--

別表六(二十三)付表一 平三十・四・一以後終了事業年度分

給与等支給額の計算に関する明細							
基準雇用者給与等支給額の計算	基準事業年度又は基準連結事業年度等	1	・ ・	比較雇用者給与等支給額の計算	前事業年度又は前連結事業年度	5	・ ・
	国内雇用者に対する給与等の支給額	2	円		国内雇用者に対する給与等の支給額	6	円
	適用年度の月数 (1)の基準事業年度又は基準連結事業年度等の月数	3	――		適用年度の月数 (5)の前事業年度又は前連結事業年度の月数	7	――
	基準雇用者給与等支給額 (2)×(3)	4	円		比較雇用者給与等支給額 (6)×(7)	8	円
平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算							
		平均給与等支給額の計算 適用年度 ①			比較平均給与等支給額の計算 前事業年度又は前連結事業年度 ②		
雇用者給与等支給額	9	別表六(二十三)「1」	円	(6)	円		
同上のうち一般被保険者である旧措法第42条の12の5第2項第8号に規定する継続雇用者に係る金額	10						
同上のうち継続雇用制度対象者に係る金額	11						
継続雇用者に対する給与等の支給額 (10)－(11)	12						
月別支給対象者の合計数	13		人			人	
平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額 $\frac{(12)}{(13)}$	14		円			円	
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算							
		継続雇用者給与等支給額の計算 適用年度 ①		継続雇用者比較給与等支給額の計算 前事業年度等 ②		前一年事業年度等特定期間 ③	
事業年度等又は連結事業年度等	15			・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
雇用者給与等支給額	16	別表六(二十三)「1」	円	(6)	円		円
同上のうち継続雇用者に係る金額	17						
適用年度の月数 (15の③)の月数	18						――
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額 (17)又は(17)×(18)	19		円		円		円
当期償却費総額の計算に関する明細							
損益計算書に計上された減価償却費の額	20		円	当期償却費総額 (20)＋(21)		22	円
剰余金の処分の方法により特別償却準備金として積み立てた金額その他上記以外の金額	21						
比較教育訓練費の額の計算に関する明細							
事業年度又は連結事業年度	教育訓練費の額		適用年度の月数 (23)の事業年度又は連結事業年度の月数		改定教育訓練費の額 (24)×(25)		
23	24		25		26		
調整対象年度	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	円	―― ―― ―― ――	円		
計							
比較教育訓練費の額 (26の計)÷(調整対象年度数)							27

別表六（二十三）付表一の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の12の5第1項（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除）又は平成30年改正前の措置法（以下「平成30年旧措置法」といいます。）第42条の12の5第1項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 平成30年改正前の措置法令（以下「平成30年旧措置法令」といいます。）第27条の12の5第11項第1号（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に掲げる場合に該当する場合（同項第4号に掲げる場合に該当する場合を除きます。）には、「基準雇用者給与等支給額の計算」の各欄は記載を要しません。
- 3 「基準雇用者給与等支給額⁴」は、次に掲げる場合には、「基準雇用者給与等支給額⁴」として記載します。
$$(2) \times (3) \times \frac{70}{100}$$
 - (1) 平成30年旧措置法第42条の12の5第2項第4号ハに掲げる場合（平成30年旧措置法令第27条の12の5第11項各号に掲げる場合に該当する場合を除きます。）
 - (2) 平成30年旧措置法令第27条の12の5第11項第2号に掲げる場合に該当する場合（同項第4号に掲げる場合に該当する場合を除きます。）
- 4 平成30年4月1日以後に開始する事業年度において、「前事業年度又は前連結事業年度⁵」の月数が6月に満たない場合（当該月数が適用年度（措置法第42条の12の5第3項第4号に規定する適用年度をいいます。以下同じ。）の月数に満たない場合に限り、）には、措置法令第27条の12の5第6項第2号イ（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除）に規定する前一年事業年度等（同号イの前事業年度を除きます。）に係る同号イに規定する給与等支給額又は同条第5項第2号イに規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除きます。）に係る同号イに規定する給与等支給額を「国内雇用者に対する給与等の支給額⁶」の上段に外書として記載します。この場合において、
$$\frac{\text{適用年度の月数}}{\text{(5)の前事業年度又は前連結事業年度の月数}} \quad 7 \quad \text{中}$$
「(5)の前事業年度又は前連結事業年度の月数」とあるのは「前一年事業年度等の月数の合計数又は連結事業年度等の月数の合計数」と、
$$\frac{\text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{(6) \times (7)}} \quad 8 \quad \text{中}$$
「(6)」とあるのは「((6) + (6の外書))」として計算します。
- 5 平成30年旧措置法令第27条の12の5第14項に規定する継続雇用者給与等支給額が0である場合には「継続雇用者に対する給与等の支給額¹²」の「適用年度^①」及び「月別支給対象者の合計数¹³」の「適用年度^①」の各欄には「1」と記載し、同条第16項に規定する継続雇用者比較給与等支給額が0である場合には「月別支給対象者の合計数¹³」の「前事業年度又は前連結事業年度^②」には「1」と記載します。
- 6 「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次により記載します。
 - (1) 適用年度の月数と、「事業年度等又は連結事業年度等¹⁵」の「前事業年度等^②」の月数とが同じ場合「15」から「19」までの「前一年事業年度等特定期間^③」の各欄は、記載しません。
 - (2) 「事業年度等又は連結事業年度等¹⁵」の「前事業年度等^②」の月数が適用年度の月数に満たない場合「16」から「19」までの「前事業年度等^②」の各欄は、記載しません。
 - (3) 「事業年度等又は連結事業年度等¹⁵」の「前事業年度等^②」の月数が適用年度の月数を超える場合「15」から「19」までの「前一年事業年度等特定期間^③」の各欄は記載せず、「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額¹⁹」の「前事業年度等^②」には「同上のうち継続雇用者に係る金額¹⁷」の「前事業年度等^②」の金額のうち措置法令第27条の12の5第13項第2号ロに規定する前事業年度等特定期間に対応する金額を記載します。